

大正 第 号
年 月 日

大正区マスコットキャラクター使用承認通知書

(あて先)

様

大阪市大正区長

年 月 日付けで申請のありました大正区マスコットキャラクターの使用について、次の条件を付して承認します。

使用目的

(事業)

使用形態

使用期間

[使用条件]

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 区長が特に認めた場合を除き、区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (4) 大正区のマスコットであることを明記すること。
- (5) マスコットの使用にかかる物品等の完成品は、速やかに当区あて提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。